

○山井委員 よろしくお願ひいたします。

それでは、質問させていただきます。

今日も大変お忙しい中、尾身会長にもお越しをいただきまして、本当にありがとうございます。

今日は育児休業・介護休業法の改正法案ということでありまして、これは、どうやって子育て支援、また子供が幸せに育ちやすい、また産みやすい、そういう社会をつくっていくかということだと思っておりますが、今日の配付資料にもありますように、コロナの中で少子化が加速しているということで非常に深刻な問題になっております。

そういう意味では、いかにコロナを早く終息させるかということも子育て支援になりますし、また同時に、今回のインド型の変異ウイルスは保育所などでもクラスターができておりまして、子供をどうやってコロナから守っていくかということも重要だと思っております。また、今尾辻議員からも御指摘がありました。例えばテレワークということも今あるわけですから、育児休業を取りながらも実際は仕事をさせられるんじゃないか、そういうふうな心配も当然これは、職場じゃなくて自宅だから様々な問題があるかと思っております。

そういう意味で、子育て支援に関連して幾つかお聞きしたいと思っております。

全て質問通告はさせていただいておりますので、今日の配付資料のまず三ページを見ていただきたいんですが、非常にこれは深刻なデータでありまして、しんぐるまざあず・ふぉーらむの、一人親家庭の方々の支援団体によりますと、この一年間のコロナの中で、ここの左上のグラフにありますように、十分に食べ物が食べられなくて一割以上のお子さんが体重が減ったという、本当にこれは深刻な事態となっております。

それに関して、田村大臣にも御尽力いただきまして、五ページにありますような子育て世帯給付金というものを御決断いただいたわけですね。それで一人親家庭と二人親家庭にも出していただいているということでもあります。

ところが、当事者団体の方々からの話によると、本当にこの給付金がなかったら生きていけなかった、命を救っていただいたと。これは四ページの左にもありますように、子育て世帯への生活支援給付金への感謝の気持ちということで、四ページ目の配付資料の一番左の下に行くと、「新入学進級のこの時期に、この給付金がなかったら、生きていけなかったと思っております。命を助けてくださりありがとうございます！」こういう声も出ているわけでもあります。

私たち、また近日中にもう一度、八月か九月にこの子育ての支援の給付金を出していただきたいという議員立法も出す予定にしておりますが、何とか田村大臣、これは六月十六日に私たちも会期末を迎えて、その後恐らく十月ぐらいまで国会は事実上の開店休業になると思うんですね。非常に厳しい状況にありますので、是非与野党協力してこの法案を成立するか、あるいはこういう、もう一回、子育て世帯の給付金をやるべきではないかと思っております。

また、それに関連して、もう一つセットで質問をしますが、今日の配付資料の中の五ページにありますように、私たち、来週月曜日、子ども総合基本法案というものを国会に提出する予定ですが、この中では、子育て家庭にとって今一番切実な問題である高校への児童手当の延長というものも入れさせていただきました。

ここに資料もございませうけれども、例えば、令和二年四月十四日、参議院自由民主政策審議会、自民党の資料がございませうが、この少子化社会対策に関する緊急提言（概要）の中でも、出産、子育て費用の支援ということで、児童手当の支給対象を高校生まで拡大するというのも書いてあります。

そういう意味では、あと、子ども総合基本法案の中には、三番目の、高校生への支給対象拡大、児童手当のみならず、四番目、児童扶養手当を二人親家庭に拡大する、また、児童扶養手当を増額するというのも書かせていただいております。

一括になりますけれども、子育て給付金をもう一回、八月、九月にやる、また、これを恒久制度にするために、児童扶養手当を二人親世帯に対象拡大したり、額を上げたり、また児童手当を高校まで延長する、こういうふうなことを、子供を産み育てやすい社会をつくるためにやっていくべきではないかと思っておりますが、田村大臣、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 一人親世帯のお子さん、特に生活困窮されておられる方々のみならず、二人、両方といいますか、お父様もお母様もそろっておられる家庭でも大変な状況のところがあるということでありまして、特別給付金という形で、これは本当に、委員も以前からそういうお話がございました、決定をさせていただいて給付をさせていただいております。

ただ、まだ、残念ながら、配るすべという意味からすると、本当はもっと早くお配りをしたかったんですけども、二人親の世帯にはこれがまだ配られていないということ。これをまずしっかりと、配れる体制を組んで早急に配っていく、これがまずやらなければならないことだというふうに我々は思っております。

それから、ちょっと児童手当は私どもは所管ではございませんので、これは内閣府の方にお聞きをいただきたいというふうに思いますが、児童扶養手当に関しても、多子加算額の倍増でありますとか、それから給付回数、これもこの委員会でも何度も御議論を与野党ともいただいたものでありますけれども、これを増やしたりでありますとか、また、全部支給の所得制限、その制限限度額の引上げ、こういうこともやってきたわけであります。障害年金受給者との併給調整、こういうのもあったわけではありますが、この方法の見直し、これもやってまいりました。そういう意味では、児童扶養手当もいろんな形で、言うなれば強化をしてきたという状況であります。

ただ、この上乘せとなると、当然、財源はどうするんだという議論でございますので、これはやはり、財源をしっかりと確保できないことには実現はできないということでございます。ましてや、一回限りではございませんので、一度やれば恒久的という話でございますので。これはまた幅広く皆様方がいろんな御議論をされるんだらうというふうに思いますが、なかなか、政府としては、今、現状難しいということで御理解をいただければありがたいというふうに思います。

○山井委員 田村大臣、この間、子ども貧困議員連盟の会長としても本当に先頭に立って御尽力いただいたことは、感謝を申し上げたいと思います。

なかなか財源のこともあるから難しいという答弁でありましたが、例えば、児童手当も、小六までだったのを中三までに引き上げたのは、民主党政権、長妻大臣のときだったわけでありまして、そのとき質問をされたのは田村議員でありましたが、私たち与野党協力して中三まで拡大したわけですね。かつ児童扶養手当も、元々は母子家庭だけだったのが父子家庭に広げたのも、二〇一〇年、これも長妻厚労大臣のときでありました。自民党、公明党さんにも御協力いただきました。

そういう意味では、やはり児童手当も児童扶養手当も、私たちの力で、この厚労委員会のこの場で、様々な困難を乗り越えて拡充、対象拡大、延長、増額しているわけですから、是非これを実現していきたいですし、特に、高校への児童手当の拡充、これは一万円を軸に私たちも今検討しておりますけれども、これは、先ほども言いましたように、自民党さんの政策提言にも、参議院には入っておりますし、公明党さんもこういうことにはすごく熱心な政党でありますから、与野党を超えてこういったことを実現をできればと思っております。

それに関連して、今心配なのは、インド株がお子さんたちにうつりやすくて、保育所でもクラスターができていくということで、今日の配付資料の七ページ、NHKの報道で、「新型コロナ 保育所などでクラスター増加「早くワクチンを」」ということです。実際、青森市では保育士さんに先行接種をしているということでありまして、次のページ、八ページでも、佐賀市で要望があったり、また、九ページになりますと、福岡市では保育士さんに先行接種を行っている、こういうふうな資料も載せさせていただいております。

そこで、田村大臣、やはりこれは、本当に保育園というのは、マスクができにくいとか、濃厚接触しながらお子さんのお世話をするというのもう当然ですので、優先接種で、保育士さんにもワクチンの優先接種をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 この先行接種というか優先順位ですね、優先順位の考え方というのは、もう委員も何度もこの委員会でもお聞きをいただいていると思いますが、専門家の方々に御判断をいただく中で、要は、感染リスクが高くて、しかも、例えば医師、介護職員の場合は、何かあったときにはずっと対応していただかなきゃいけないという方、命が懸かっているというような方々でありますので。その次は高齢者、これも重症化リスク。基礎疾患もそういう流れであります。保育士、子供さん、重症化リスクが高いというのと、そうではないわけであります。ただ、言われるとおり、クラスターが起りやすいということは一方であります。

そういう考え方の中で、優先的な順位というわけではないんですが、一つは、これは今、ワクチンの余りといえますか、接種の余りがありますから、そういうものが出たときに対応いただくというのが一つ、自治体での考え方だと思います。

同時に、高齢者がもういよいよ始まっております。一回目が打ち終わり、そして、二回目の予約も入り出すという頃になると、言うなれば職域の体制もだんだん整ってまいりますので、職域等々での接種というものが動き出してくると思います。そういうときに、そういう保育所も職域になるわけでございますので、そういうところで集团的に、各自治体の御判断で早くといえますか、一般の中で先行して打っていただくということは当然あり得るというふうに思いますので。

そういうことは、各自治体の御判断で、より多くの皆様方にワクチン接種をしていただく一つの手法でございますから、やっていただけて、安心した保育所といえますか、お子さんとの保育の場というものを維持いただくということも重要であろうというふうに思っております。

○山井委員 是非、国からも後押しをしていただきたいと思っております。

それに関連して、やはり打ち手が足りないということが一つのポイントに、全てのことにに関して、このワクチンについてなると思うんですが、今日、私に質問主意書が返ってまいりまして、結局、薬剤師さんにワクチン接種の打ち手になってもらうために法改正、立法措置は必要かという質問主意書を出しましたら、読み上げると、お尋ねのコロナウイルスワクチンの注射は医行為に該当するところ、行えるようにするの意味するところが必ずしも明らかではないが、薬剤師が当該行為を適法に業として行うことができるようにするために、同条の規定の特例を設ける等の立法措置が必要になると考えているという答弁でありました。

ただ、この質問主意書の答弁で、ちょっと私、正直言って分かりにくいと思うのは、これだけ読むと立法措置が必要というふうに読めるんですけども、ちょっとここは大事なので確認させてもらいたいですけれども、歯科医師さんもそうであったように、検討会で、もし違法性阻却というものが通知でできるというふうな結論が出るのであれば、薬剤師さんにおいても、必ず立法措置が必要だということではないという理解でよろしいですか。

○田村国務大臣 どのような立法措置をするかということもあろうと思っております。例えば、今回のことだけに限った立法措置ということなのか、恒久的に立法措置ということによって、当然、法律の内容も変わってくるわけでありまして、必要な技術も変わってくるわけでありまして。

今委員がおっしゃられたのは、多分、医師法等々、外形上は適法ではない、けれども違法性を阻却するというところで、事実上、違法でない状況を行政として認めるという話だと思います。

それはもう歯科医の皆様方でやられておることから、言われるとおり、違法性が阻却できるという条件、こういうものが整っておれば、違法でない中で対応していただけるという形になるわけでありまして。

○山井委員 要は、それが可能かどうかを今後検討会で議論するというところでよろしいですか。

○田村国務大臣 薬剤師の先生方だけではございませんけれども、ほかの職種の方々も含めて検討いただくということでありまして。

○山井委員 ありがとうございます。

そうなんです。これは、ぱっとこの質問主意書を読むと、立法措置が一〇〇%必要で、通知では無理だというふうには読めるんですけども、実はそうではないと。今、今後そのことを検討会で検討するという答弁をいただきました。ありがとうございます。

それで、あともう一つお聞きしたいのは、今日の報道でも出ておりますが、十ページ、十一ページ、生活困難者、困窮世帯に最大三十万円の給付金という報道がございました。

これは、少し気になっておりますのは、これも質問通告しておりますが、私、新給付金はいいと思っております、高井議員もずっと取り上げてくださっておりますから。ただ、ちょっと心配なのは、この報道だけ聞くと、困っている人みんなが対象なのかなど。しかし、報道によると、二十万世帯ぐらいあるいは五百億円で、めちゃくちゃ少ないんです。

私たちが要望しておりますのは、今日の配付資料にもありますように、十一ページ、二千七百万人に十万円、約二・七兆円、これぐらいのことを私たちは三月一日に議員立法で提案しておりますが、それに比べると、二十万

人、五百億円というのは、本当にもうこれは数十分の一にすぎないんですね。

そこで、お聞きしたいのは、要望でもあるんですけども、是非これは幅広く、もう、十倍ぐらいの、今考えておられる方の対象に広げていただきたいと思っております。

これは、今までから総合福祉資金貸付けとか緊急小口とかを借りていた人だけが対象の制度ではやはり駄目だと思いませんか。かつ、求職中の方が条件というような報道もありますが、じゃ、仕事を実際している人で求職していない人はもらえないのかと。

これは、求職中、つまり、今仕事をしている人は駄目なのか、あるいは、福祉生活総合貸付けとか、そういうお金を今社協などで借りていないと駄目なのか、そこについてお聞きしたいとともに、もしそうであれば、やはり困っている人は、今仕事をしている人もおられれば、今まで社協で総合福祉資金貸付けを借りたことのない人も多いわけですから、もっと幅広くすべきじゃないか。そのことについてお答えください。

○田村国務大臣 以前から、これは高井委員ともいろいろお話をさせていただく中で、やはり、我々としては、緊急小口、総合支援資金というものが非常に使い勝手がいいというお言葉もいただく中で、最大二百万円という形ですから、かなりの金額をお貸しさせていただき、最終的には、住民税非課税という形であれば、これは償還免除でありますから、御支援みたいな形になるわけですね。これをやはり機動的に使っていくというのを今までやってまいりました。

その後、今委員が言われた話でございますが、これに関して申し上げますと、もう委員も行政にもおられたのでよく分かると思いますが、ちょっとまだ決定をいたしていないものでありますから、私、今この時点で何も申し上げられないということ、それが根拠があるかどうかは別にして、いろいろな報道は流れておりますけれども、ちょっとここでは申し上げられないということは御理解いただきたいというふうに思います。

○山井委員 だから、先に今言っているんです。

期待だけさせておいて、多くの人が自分も対象になるんじゃないかと蓋を開けたら、実際は、働いている人はもらえないとか、今までから福祉資金貸付けを借りている人じゃないと、総合資金貸付けを借りている人しか対象になれないとか、ほとんどの一般の人は対象にならないということにしたら、多くの国民をだましたことになりかねませんから、そういうことにならないようにしてくださいという要望です。

ついては、緊急事態宣言も出るわけですから、補正予算を組んで、そのために国会も延長して補正予算を組んで、私たちが言っているような、二千七百万人、二・七兆円の、十兆円の、コロナで大幅減収や生活困窮者のための給付金とか、あるいは二回目の持続化給付金、七兆円規模、約四百万事業者、こういうことを是非やっていただきたいと強く要望したいと思います。

それでは、尾身会長にお伺いをします。

今回また延長になるわけですが、インド株が非常に増えておりまして、今後インド株が置き換わるのではないかと思います。

そうすると、東大の専門家の方の予測によりますと、今日の配付資料にも出ておりますように、十四ページ、オリンピックの時期に、八月、九月の時期にまた緊急事態宣言を出さねばならないぐらいに増えるのではないかと思います、そういう予測も出ております。

これは、尾身会長、やはり七月か八月に、今後、インド株などによる新たな感染拡大になる可能性というのがありますか。

○尾身参考人 いろいろな先生方がシミュレーションされていますが、シミュレーションというのは仮定の置き方で随分変わってくるので、そのようになるかどうかというのは分かりませんが、言えることは、今回も、緊急事態宣言、今日、恐らくこれから政府の対策本部で決定して、延長されるということになって、いずれ解除するわけですね、いつか分かりませんが、解除をする時期だとか解除の仕方ということが非常に影響して、それで、更に解除した後にはどういう対策を取って、人々がどういう行動を取って、先ほどのワクチンのこと、検査のこと、それからテクノロジーを使った疫学情報のこと等で随分変わってくると思いますので、そういうことはあり得るので、そうならないようにしっかりやるということが私は大事だと思います。

○山井委員 尾身会長、それはそうなんですけれども、万が一、オリンピックでクラスターが発生したり、また、

オリンピックで人流が増えることによって再び感染が拡大、爆発して緊急事態宣言になったら、これは取り返しのつかないことになるんです。そうならないように頑張ります、それはもう思いは一緒ですよ。でも、これ、国会議員、官僚の方々、そして尾身会長が入って議論して、結果的には、インド株のこともあって、オリンピックの最中に感染が拡大しました、爆発しました、外国の選手の方も含めて感染が出て、死者が出ました、これでは許されないと思うんです。

尾身会長、七月、八月の時期に、日本ですよ、感染拡大しない、爆発しない、その七月、八月というオリンピックの時期にクラスターが起こったり、感染爆発したり、緊急事態宣言が出るような事態になる、そういうリスクはゼロですか、それともリスクはありますか。オリンピック是か非かということはおいておいて、そこは答えられないでしょうから、今後、七月、八月に、そういう、日本で感染爆発、感染拡大、緊急事態宣言ということが、インド株への置き換わりも含めて、七月、八月にそういうことが起こり得るかどうかをお答えください。

○尾身参考人 私は、オリンピックというのは特別なイベントですよ。多くの人が、数万以上の人が集まるということで、先日の国会でも申し上げましたように、リスクというのは間違いなくあります。そのリスクを大きく分けると、私は、選手とか、スタジアムの中での感染リスクというのは、これはしっかりやればコントロールできると思います。

なかなか難しく、しっかり考えなきゃいけないのは、いわゆる選手以外の大会の関係者というのが多くおられて、その中には、よく言われるジャーナリストだとか、スポンサーだとか、政府関係者、外国の関係、たくさんおられますよね。その人たちが、本当にプレブックで書かれているような行動規範が遵守されるかどうかというのは、選手とはまた別の懸念がある。それが一つです。

実は、それよりももっと大事なのは、このオリンピックという特別なイベントですよ。日本では、いろんな行事があったりすると、今までも人流が増えて、人の接触が増えて、感染が急拡大したというのはもう何度も経験していることですので、これはオリンピックの選手というよりは、このオリンピックという大イベントを開催することによって、人々の、これは人々というのは日本人の方ですね、の社会の人流が増えて、接触が増えて、それによる感染が拡大するリスクというのはあるので、ということだけは言えると思います。

○山井委員 それは、何が何でも菅総理がやると言えば、オリンピックはできるのかもしれませんが。

しかし、私たちが心配しているのは、そのことによって、今、尾身会長がおっしゃったように、人流も増えて、感染拡大する、爆発する、もう一度緊急事態宣言が出る、そのことによって感染が広がり、多くの人々が亡くなり、そうしたら、オリンピックはできたけれども多くの感染者が増えて多くの人々が亡くなった、これは平和の祭典としては大失敗になると思うんですね。

これは、本当に私たち、世界にも迷惑をかけます。みんなおかしいなと思っているけれども止められない、気がついたら緊急事態宣言あるいは感染爆発している最中にオリンピックをやっている、みんな怖いと思っていただけれども誰も止められなかったでは私たちは済まないんですね、国会としては。

これは、尾身会長、先日私と議論をしたときに、X週間前には最終的にやるやらないも含めて判断をせねばという趣旨のことをおっしゃっておられましたけれども、私が申し上げたいのは、オリンピック、開催前提でこのまま突き進んで、尾身会長、いいんですか。私は、これは歴史的な大惨事になるリスクをはらんでいると思います。尾身会長や専門家の方も含めて大議論をした上で菅総理が判断するということならまだしも、まだ議論もされていないわけですね。

これ、尾身会長、答えづらいかもしれませんが、今私たちから見ると、このオリンピックについては開催ありき、開催ありき的前提で全てが進んでいるんです。開催するかどうかの議論はもうしない、尾身会長にもそういう意見は聞かない、分科会にもそういう意見は聞かない。でも、これは危険です。すごい危険です。

尾身会長、これはオリンピック開催ありき、開催するという前提で今のように六月、七月に突入するということが尾身会長はいいと思われませんか。

○尾身参考人 これを開催することになれば、日本の国内の、私はやはり一番今大事なのは医療への逼迫というものがあるということだと思います。

開催することによって感染が増えるということもそうですけれども、医療の逼迫というものがどうなるのか、負

担が更に増すのかどうかということを考える。これを重点的に考えて、このオリンピックの在り方をどうするかというのをある程度前広に、さっきのXデー、Xウィーク前に、どういうときになったら、やるやらないを含めて、やるのならどういう形でやる、やらないのならどう、これを関係者が前もって考えて、決断をして知らせるのは当然の義務だと私は思います。

○山井委員 本当に私もそう思います。

そこでなんです。何週間か前にといえば、七月二十三日が開会式で、この緊急事態宣言の次の解除予定が六月二十日ですから、もう一か月前になるんですね。これは、一か月前、今日延長になった緊急事態宣言が次に解除するかという六月二十日の時点には、今、尾身会長がおっしゃった、本当にこれはオリンピック、このまま突っ込んで、医療の負荷、逼迫度合いも含めて大丈夫なのかという議論をすべきではないかと思うんですが、六月二十日の次の延長の可否を議論する際に。

尾身会長、その頃にはそのような議論をすべきだと思われませんか。いかがですか。

○尾身参考人 解除の時期もそうですけれども、前から申し上げているように、もうオリンピックは間近に控えているわけですよ。そういう意味では、急に決めるといってもみんなが困るわけで、当然のことながら、余裕を持って決断をするというのは、これは私は当然のことだと思います。

そのときには、やはりしっかりとした、どういうことをするとどういう感染のリスクがあって、どのように医療への負荷がかかるのか、かからないのか、どういうことをすればリスクを最小限にできるかというのを考えて、それを大きな方針として出して社会に示すというのは、組織をオーガナイズする人たちであれば、当然、ある一定の時期が来れば、いつかということはその方たちが決めるといいと思いますけれども、直前になって決めるというわけにはいかないの、もうそろそろ準備をしておいた方がいいんじゃないかと私は思います。

○山井委員 尾身会長はそうおっしゃってくださいますが、私は、下手したら菅総理は、もう永遠にオリンピック開催是非の話は分科会や尾身会長にも聞かれない可能性が高いんじゃないかと思うんです。それを聞くと、こんなリスクがありますよと言われたら開催しにくくなっちゃうから。私は、放っておいたら菅総理は聞かれないと思います。

これはお願いなんですけれども、尾身会長の方から今のようなお話をしていただいて、早急に分科会のオリンピックの開催の可否、あるいは、やる場合にはこういう最低限の条件が必要であるということ、是非分科会の意見を聞いてくれないかということ、尾身会長から菅総理大臣に、今日この後当然会われるでしょうから、言っていただけませんか。

私、これ、先ほど言ったように、インド株に置き換わってオリンピックで感染爆発して、外国の選手も含めて多くの感染者が出てクラスターができて死者が出たら、世界中から、日本というのは何てばかな国なんだ、リスクも自分たちで判断できなかつたのか、その議論さえしていないんじゃないかと、徹底的に日本という国は国際社会から笑い物になると思います。最低限、議論はすべきだと思うんです。

申し訳ないけれども、本当に、私たちは尾身会長に期待しているからお願いしているんですが、何とか尾身会長の方から菅総理に、これは本当に国家の命運、国民の命、外国選手の命も懸かったことなので、分科会の委員もいろんな意見があるから、一回聞いてもらえないか、議論させてもらえないかと言っていただけませんか。

○尾身参考人 今のところ、私のところに総理の方からそういう正式な、あなたたちの意見を聞かせてくれという正式な要請はございません。

もちろん、私も含めて分科会のメンバーは、仮に、総理からあなたたちはどう思うのということ聞かれば、もちろん我々は、国への、感染症対策にアドバイスするという職務を与えられているわけですから、そういう場合にはもちろん、我々のできるだけ意見を申し上げることになるんだと思いますけれども。

そういうことで、今のところはそういうお声がかかっていないということで、かかれれば我々は意見を申し上げるであろうということでもあります。

○山井委員 尾身会長、一か月前からこの議論をさせてもらっています。もうずっとこの一か月も、菅総理から尾身会長や分科会にオリンピックについての意見を聞きたいということは、声がかからない。私は、このまま放っておいたら永遠にかからないと思いますよ。

尾身会長には本当に繰り返し聞いて恐縮ですけども、これはやはり、尾身会長は国民のみんなが期待しているわけですから、尾身会長から今のようなことを総理大臣に言うということは、やはり難しいんですか。何とかそれは言っていただきたいんです。

というのが、これを言わずに、このまま開催ありきで、多くの人々が感染して死者が出たときは、これはもう謝って済む問題ではありません。菅総理が辞任して済む問題でもないと思います、これは。私たち野党も共犯になります、当然、止められなかったということ。

尾身会長から、是非議論させてほしいということ、さすがに、さすがにもうこの期に及んでは、言っていただくことというのはできませんか。

○尾身参考人 先ほど申し上げましたように、オリンピックをやるということは、国際的な社会への影響と同時に、国内の感染対策、あるいは医療に大きな影響があると思いますので、それについてあなたたちはどう思うのか、どうすればリスクを最小化できるのか、どういう方法がいいのかということを知れば、それは、私たちは答えることができると思います。

ここは、政治家の人たちがそれを決めるのであって、我々は今、政府の中で求められることをやっている、オリンピックについての影響について、リスクについて述べてくれと言われれば、当然我々はその役割を果たすということになるんだと思いますが、今のところそういうところはないということであり、繰り返して申し上げるしか今のところはないということです。

○山井委員 尾身会長、そうしたら、このまま意見を求められなくて、実際、感染爆発した、クラスターができた、再び緊急事態宣言になった、外国の選手もお亡くなりになった、そういうことが起こって、分科会や尾身会長としては、自分たちの職責は全うしたということになるんですか。

○とかしき委員長 尾身独立行政法人地域医療機能推進機構理事長、申合せの時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○尾身参考人 総理の方からは公式にはそういう話はございませんが、この前も申し上げましたように、時々、いわゆる事務局の方ですかね、という方が来られ、最近も来られました。その際に、これは、私ども、私一人しかいませんでしたけれども、の考えは、基本的には述べるということはありません。そういうことでは、前もあつたし、またこれからもあるんだろうと思います。

○山井委員 時間が来たので終わりますが、これは、この局面は、私たちが、一人一人が、将来、歴史の審判を受けることになると思います。あのときなぜ止めなかったんだということになったとき、これは本当に、人災で多くの人々が亡くなったということになったら取り返しがつかなくなります。

だから、最後に、改めて尾身会長に申し上げますが、是非早急に菅総理と話して、分科会で議論してください。尾身会長や分科会の方々にも、委員になった以上は、国民の命を守る義務と感染を防止する義務があるんですから、言いづらいと思いますが、是非そこをお願いしたいと思います。

以上、終わります。